

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
上川総合振興局 旭川建設管理部 建設行政課	公物管理用パトロール カー3台の賃貸借契約 (再リース)	令和5年 12月25日	東京都港区芝五丁目34番7号 三菱オートリース株式会社	月額 119,790円 (税込み)	現リース中のパトロールカーは状態も良く走行距離数も少ないことから、継続使用に耐えうると判断できるとともに、同一の賃貸人から引き続き自動車を借り入れることにより経費の節減を図ることができ、円滑かつ適切な履行が確保できると認められるため、継続してリース契約を行う。 根拠 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 北海道財務規則運用方針第3節関係3	

